

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目次

- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良区の役員就退任
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業の認可
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林の一部変更
- ◇選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定

告示

鳥取県告示第三百六十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先
整形外科	丹生 讓治	東伯郡三朝町山田六九〇番地 国立三朝温泉病院
耳鼻咽喉科	門脇 秀夫	米子市皆生一四八〇番地 山陰労災病院
内科	向 栄二	鳥取市末広温泉町二五二番地 鳥取生協病院
内科	古瀬 俱之	米子市西町三六番地の一 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第三百六十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十四年三月九日	今 井 葉 局	境港市佐斐神町一、一六二

鳥取県告示第三百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十四年三月五日	アド調剤薬局	米子市東町三五
昭和五十四年三月九日	今 井 葉 局	米子市上後藤五二一二
昭和五十四年三月二十六日	有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成八三一一四
昭和五十四年三月三十一日	大 月 医 院	倉吉市井手畑 一三五の六番地

鳥取県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町西町土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 田 中 澤 蔵 気高郡青谷町大字青谷四四六二

田 中 賢 一 四、四三二一一

山 本 伸 一 三八二八

田 内 兵 一 四、四五一一

礎 部 明 治 郎 四、三三三

田 中 清 露谷五四一一

田 中 順 井手五六一

監 事 青 木 清 仁 露谷六一

久 野 榮 太 郎 青谷四、三三七

田 内 平 蔵 四、三三一一

任期満了により退任

青谷町西町土地改良区

就任した役員の名及び住所

理 事 田 中 澤 蔵 気高郡青谷町大字青谷四、四六二

田 中 平 蔵 四四三一一

山本 仲一 三、八二八
 田内 兵一 四、四五一
 磯部 明治郎 四、三一一
 田中 清 露谷五四一
 田中 順 井手五六一
 監事 田中 善一 青谷四、四八八
 久野 榮太郎 四、三三七
 田中 義高 井手五六二

昭和五十三年十二月十一日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、
 同月二十二日に就任 任期四年

青谷町長和瀬土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 細川 綱蔵 気高郡青谷町大字長和瀬五四

中田 徳太郎 八三

西村 正一 一〇八

岡 義實 九四

山本 繁太郎 一〇九

源 徳保 一〇二

東上 敬蔵 六〇一二

監事 寺田 寛治 八七

松下 勉 八四

寺田 友蔵 一四七

任期満了により退任

青谷町長和瀬土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 細川 綱蔵 気高郡青谷町大字長和瀬五四

中田 徳太郎 八三

西村 正一 一〇八

岡 義實 九四

山本 繁太郎 一〇九

源 徳保 一〇二

監事 東上 五郎 六〇一二

寺田 寛治 八七

松下 勉 八四

寺田 準一 一四七

昭和五十三年十二月五日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、
 同月十六日就任 任期四年

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 荻原 伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八

山根 正則 鳥取市円通寺八七三

片山 律寿 長谷九九〇

加藤 重蔵 倭文四一二一四

岸本 正一 朝月八七一二

橋本 美義 竹生一四六

前田繁好	下味野一六六一	前田義夫	古海八四	前田柳八	葛浦四六四	古川春美	古海八三三六	坂本信太郎	服部二四一	坂本条太郎	徳吉一七二	古田隆秀	安長三四四	村上三郎	秋里八六七	木下竹蔵	西品治二二三一一	宮本正	湖山町南一丁目三五一	濱下幸市	湖山町北六丁目二七五	近藤栄次	足山一八〇	中村寿治	賀露町九一四	松本義雄	八頭郡河原町布袋三二二一一	奥田稔	鳥取市倭文三六〇	南隈六〇	賀露町八四六	任期満了により退任	大井手土地改良区	就任した役員の名及び住所	理事 荻原伊三郎	八頭郡河原町袋河原二五八	森本一郎	布袋三一〇一一	山根正則	鳥取市円通寺八七三
------	---------	------	------	------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	------	----------	-----	------------	------	------------	------	-------	------	--------	------	---------------	-----	----------	------	--------	-----------	----------	--------------	----------	--------------	------	---------	------	-----------

加藤重蔵	倭文四二一四	片山律寿	一九〇	有田喜美雄	上味野二八一	吉田豊実	下味野四一四	藤原馨	一七三	依藤武男	服部二三八	西垣久夫	古海六六七	前田正晴	七七〇	松本義雄	南隈六〇	高村光輝	晚稻二三九	古田隆秀	西品治二二三一一	岸田信蔵	四七六一	村上三郎	湖山町南一丁目三五一	木下竹蔵	北六丁目二七五	宮本正	足山一八〇	濱下幸市	賀露町九一四	藤原清一	下味野一三五一一	沢田時春	葛浦四六四	徳田吉久	安長五二七十三	奥田稔	賀露町八四六	一日就任 任期二年	昭和五十四年三月十五日開催の通常総代会において選任され、同年四月
------	--------	------	-----	-------	--------	------	--------	-----	-----	------	-------	------	-------	------	-----	------	------	------	-------	------	----------	------	------	------	------------	------	---------	-----	-------	------	--------	------	----------	------	-------	------	---------	-----	--------	-----------	----------------------------------

鳥取県告示第三百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

久米ヶ原土地改良区

理事 秋吉正之	
変更前	倉吉市下福田七二二一
変更後	倉吉市下福田七二二二九

鳥取県告示第三百六十五号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(松原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字河原田七五三の二、七五三の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百六十七号

昭和五十三年九月鳥取県告示第八百三十三号(解除予定の保安林について)の一部を次のように変更する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所のうち東伯郡三朝町大字下畑字座性

平六七一の一に係る部分を次の図に示す部分に変更する。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

郡家町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

施設の名称	所在地
上私都生活改善センター	八頭郡郡家町大字麻生一九七一
東市場集会所	八頭郡郡家町大字市場四一〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】